

最低賃金改定に関する意見書

我が国の経済は、緩やかな回復基調にあり、厳しさは残るものの雇用環境の改善に広がりも見られる。一方、神奈川県内では、一般労働者との賃金格差があるパートタイム労働者の比率が上昇しており、賃金のセーフティーネットの充実がこれまで以上に望まれている。最低賃金制度は、こうしたセーフティーネットの一つであり、地域別最低賃金の改善は、労働者を支援する労働行政の重要施策である。

については、労働条件の改善を図り、労働者の生活の安定、労働力の質的向上等を目的とした最低賃金法の趣旨にのっとり、平成18年度の神奈川県最低賃金の改定に当たっては、次の点に特段の配慮をするとともに、制度の一層の充実を図るよう要望する。

- 1 神奈川県最低賃金の改定諮問を早急に行い、同一価値労働同一賃金の観点に立ち、一般労働者の賃金水準への接近を基本に、その改定を図ること。

また、産業別最低賃金の改定については、基幹産業労働者の賃金水準への接近を基本に、その改定を図ること。

- 2 最低賃金の改定に当たっては、地方最低賃金審議会の自主性を尊重するとともに、神奈川県内の最低賃金以下の労働者をなくすために、その趣旨及び内容の周知徹底を図ること。

ここに横浜市議会は、全会一致をもって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月23日

内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
神奈川労働局長

あて

横浜市議会議長

伊波洋之助